

平成25年5月24日 総務委員会資料

川崎市高等学校奨学金制度の見直し(案)に対する パブリックコメント実施結果について

- 資料1 パブリックコメント実施結果について
- 資料2 川崎市高等学校奨学金制度の見直し
- 参考資料1 川崎市高等学校奨学金制度の見直しについて
- 参考資料2 政令指定都市の状況及びスケジュール

教育委員会

川崎市高等学校奨学金制度の見直し（案）に対する パブリックコメント実施結果について

1 概要

川崎市高等学校奨学金制度は、昭和37年度の創設以来、本年度で51年目を迎えるまでに至っており、この間、成績が優秀で性行が善良であるにもかかわらず、経済的理由で修学が困難な生徒を対象に、奨学金給付という形で支援を続けてまいりました。

一方、国の施策として、高校授業料無償化が制度化されましたが、その内容について見直しの検討が予定されるなど、社会環境は刻々と変化しております。

つきましては、限りある財源のなかで、経済的理由により修学困難な生徒に対し、国や県等による経済的負担の軽減施策の動向を踏まえながら、引き続き適切な修学支援を行うことを目的として、「川崎市高等学校奨学金制度の見直し」について、案を取りまとめ、市民の皆様からの御意見を募集しました。御意見の内容、御意見に対する市の考え方を次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

題名	川崎市高等学校奨学金制度の見直しについて
意見の募集期間	平成25年2月20日（水）～平成25年3月22日（金）
意見の提出方法	郵送、持参、FAX、電子メール
募集の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページ ・各区役所市政資料コーナー ・かわさき情報プラザ（川崎市役所第3庁舎2階） ・公文書館 ・各区役所、支所、出張所等 ・各図書館、市民館等 ・教育委員会事務局総務部学事課（明治安田生命ビル3階）
結果の公表方法	市ホームページ、かわさき情報プラザ、各区役所市政資料コーナー等

3 結果の概要

意見提出数（意見件数）		11通（33件）
(内訳)	郵送	1通（1件）
	持参	0通（0件）
	FAX	3通（16件）
	電子メール	7通（16件）

4 意見の内容と対応

寄せられた意見は、川崎市高等学校奨学金の見直し（案）の趣旨に沿った意見や、条例改正の考え方を説明・確認するもののほか、意見内容を反映することで見直し案の内容が分かりやすくなる意見があったことから、一部に意見を反映し、条例改正手続きを進めてまいります。

【御意見に対する市の考え方の区分説明】

- A 御意見の趣旨を踏まえ、条例改正の考え方反映させるもの
- B 条例改正の考え方の趣旨に沿った御意見であるもの
- C 御意見の趣旨を踏まえ、今後事業実施する中で検討するもの
- D 条例改正の考え方に対する御意見・御要望であり、改正の考え方を説明・確認するもの
- E その他

【御意見の件数と市の考え方の区分】

	A	B	C	D	E	計
(1) 採用者を増やすこと		1				1
(2) 予約採用・緊急採用に関すること		1		1		2
(3) 申請基準に関すること				1 4		1 4
(4) 事務負担に関すること				2		2
(5) 支給額に関すること	2		1	6		9
(6) 見直し案全般に関すること		1	2	1		4
(7) その他					1	1
合 計	2	3	3	2 4	1	3 3

5 主な市民意見（要旨）と意見に対する市の考え方

（1）採用者を増やすこと

No.	意見（要旨）	意見に対する市の考え方	区分
1	対象人数が350人から630人と拡大できてよかったです。	今回の見直し案に沿った御意見として、趣旨を踏まえ取組を進めてまいります。	B

（2）予約採用・緊急採用に関すること

No.	意見（要旨）	意見に対する市の考え方	区分
2	今までなかった中学生への入学準備金の予約採用は、工夫次第では大きな効果をあげると思います。実施に当たっては問題点を検討し、すべての入学準備金を必要とする中学校3年生が応募可能となるように工夫して実現してください。	財源に限りがある中で、すべての入学準備金を必要とする中学3年生に給付することは困難なものになりますが、今後も高校生の修学支援を行う上で、参考にさせていただきます。	D
3	緊急採用を通年で受け付けることは必要だと考えます。	今回の見直し案に沿った御意見として、趣旨を踏まえ取組を進めてまいります。	B

(3) 申請基準に関すること

No.	意見（要旨）	意見に対する市の考え方	区分
4	応募資格を、「成績が3.5以上、収入は別に定める基準額以内」に定めるとあります。しかし、「家庭の経済格差」が「子どもの学力格差」に大きな影響を及ぼしていること、学校によって評価の違いがあることを考えれば、成績の基準を一律に定めるべきではありません。また低所得の家庭では学力も十分ではない傾向もあります。成績に満たない家庭が申し出をしないことが危惧されます。それに、中学校で不登校などで、中学3年生の成績が低かったり、評定がついていない子もいます。そのような生徒であっても「学び直し」を希望し、高校へ進学していきます。家庭環境や生徒本人の特性や状況等と学習成績、収入状況等を総合的に考慮して判断し、「学び直し、再チャレンジ」を支援するような制度になるべきだと思います。（同様の意見10件）	現行の制度では受給資格が条例上の文言のみであり、申請基準が抽象的で分かりにくいため、具体的な基準を定め、申請状況が予算の範囲内におさまれば全員を採用する制度に改正するものでございます。ただし、予算の範囲を超えて申請があった場合は、採用基準を定め、世帯の資金計画の一助とするためにも、採用基準についても公表してまいります。 奨学金は、教育基本法第4条において、「国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない」とされており、本市における奨学金支給条例におきましても、同様に「能力があるにもかかわらず」という要件がございます。能力に対する考えは様々ですが、学業成績を要件に組み入れることで公平性を保てるものと考えております。	D
5	成績優秀な生徒については、日本育英会奨学金や私学の特待生制度等、別の支援の道も開けています。当面、高校授業料無償制度の維持の重要性を国等に訴え市民に広報するとともに、市独自の奨学金制度においては、家庭の経済状態が悪く、保護者の無理解や養育放棄など生きるのに精一杯の状況からの自立を目指す生徒・学び直しに強い意欲を持ち自らの進路開拓に向けて一生懸命努力する生徒に光を当てるものであっていただきたいと切に願います。	本市の高校奨学金が、貸出ではなく給付であることを考えると、同一の基準で透明性を確保していくことが必要であると考えております。	D
6	入学準備金も申請基準が成績3.5以上だと、まず定時制を希望する生徒は応募できません。定時制枠や特別支援学校高等部枠などを設ける工夫が必要だと思います。		D
7	申請者がほぼ全員奨学金を支給されたとしても、成績で足りりをした結果ですから川崎市の奨学金問題が解決したことにはならず、新たな課題がおきることになると思います。「問題の見えない化」には反対です。	「能力があり経済的に修学困難な者に対し奨学金を支給する」という奨学金制度の目的を達成するために、見直し案では、能力面では学業成績の平均値を、経済面では収入の基準額を就学援助で認める所得の範囲内としております。今後もこの申請基準に合う申請者数の推移を注視してまいります。	D

(4) 事務負担のこと

No.	意見（要旨）	意見に対する市の考え方	区分
8	直接奨学生に支給することについては、学校現場と話し合いをしていただきたい。諸々の必要経費は滞納になることもあり、進路指導上においても生徒を理解する必要上、学校と連絡を取り合うべき。	見直し案においても、申請に際しては生徒の通う学校を通じて行い、採用の決定についても学校を通じて通知することとしており、引き続き学校の御協力をいただきながら、制度を運用してまいります。	D
9	家庭の経済的な環境は学校から見ればそれなりに重要な生徒指導や進路指導の情報だと思います。基準を明確にして学校長を通さないやり取りの中で、申請や支給が行われることは家庭と学校の結びつきを弱めることにはならないでしょうか。申請書類の精査を行うことで、家庭と学校の負担を減少することは、見直し案によらなくても可能だと思います。	支給方法については、速やかな奨学生への支給や学校の事務負担の軽減、また多くの政令指定都市で直接支給していることを考慮したものでございます。	D

(5) 支給額のこと

No.	意見（要旨）	意見に対する市の考え方	区分
10	公立高校に通い、授業料の減免措置を受けていた生徒については、国による高校授業料無償化でメリットは受けていません。そのような生徒が受けている奨学金の減額は修学を保障する観点からダメージが大きすぎると思います。生活保護や授業料の減免を受けている生徒には特別な配慮が必要だと思います。 (同様の意見1件)	今回の見直し案では、支給額は私立1年生を除けば減額となります。現行の制度では、不足額に対する給付額の比率に大きな違いがあり、どの区分においても同一の比率となるよう検討いたしました。 どの比率が適切なのかの判断は様々な考えがありますが、この「0.24」をも下回ってしまいますと、どの区分・学年においても、見直しによって支給額が減少するだけとなってしまいます。	D
11	現在の1人当たりの給付金額は下がらないものとする。物価が上がり、消費税率が上がる中で、実質減額となることはしないこと。	現行の制度において、これだけ不足額に対する給付額の比率に違いがある中で、見直しによって単なる減額とのではなく、状況に応じた必要な額を考慮するための指標として、活用すべき比率としたものでございます。	D
12	支給額の変更について、現行の123,500円が学習費の不足額に対しどのくらいの比率か計算していますが、0.24～0.89のうち一番低い0.24を基準にしています。本当に必要な支給額を考えたのではなく、奨学金として必要金額を満たさなくても良いと判断して金額を決定したことになると思います。新たに設定される金額では奨学金として不足していると思います。	奨学金の申請者数は年々増加しており、5年前と比較して291名の増加となっており、採用倍率も3.65と、3～4人に1人しか採用できない状況の中、年々増加する申請者数を考慮し、財源に限りがある中で、1人当たりの支給額が減額になる場合もございますが、採用者を増やすことが望ましいと判断したところでございます。	D

13	<p>多くの人が奨学金支給を希望しながら、利用できない事情を考えると、制度の変更もやむを得ませんが、現行の支給額を大幅に減らすことはやめて下さい。通学先が、公立か私立かではなく、家庭の収入に応じての支給を検討して下さい。私立に通学する方には、収入に応じて確か県からの補助金があるはずです。公立だから、支給額が少なくていいというのは間違っていると思います。低収入が低学歴につながり、就労に影響したり、負の連鎖を生んでいる現状を考え、低所得者層への配慮をお願い致します。</p>	<p>今回の見直し案では、支給額について、年収350万円未満世帯における学習費の不足額を基準として、検討いたしました。不足額は、文部科学省で実施している「子どもの学習費調査」を元に、神奈川県による「私立高等学校等生徒学費補助金」等を差し引いた上で不足する額を算出しており、その結果公立と私立の違いが大きいことから、区分を設けたものとなっております。収入に応じた支給額の区分については、家計の収入をどのように学校教育費に充てているかといった内訳については世帯により様々であり、把握することが困難な状況でございますが、今後の参考にさせていただきます。</p>	D
14	<p>定時制は修学期間が4年間ですが、定時制に通う生徒にも3年間しか奨学金が給付されないとしたらこれは大きな問題だと思います。それぞれの課程で定められた修学期間の給付は保障するべきです。 (同様の意見1件)</p>	<p>修業年限が3年を超える場合も、奨学生に対し奨学金を支給することについて、見直し案には記載がありませんでした。正規の修業年限の期間であれば、月額学資を支給する旨、追記いたしました。</p>	A
15	<p>今回の見直しは、公立ー私立高校間の「不足額に対する給付額の比率」を標準化するために、公立生徒の給付額を削減し、私立生徒の給付額を増額する形になっています。</p> <p>様々な事情はあると思いますが、一般的には私立学校への進学者は、特別な教育サービスを求めて、公立よりも費用のかかる私立学校をあえて選んでいるのですから、この場合の「不足額」を公立生徒のそれと同列に扱い、見直しの根拠とすることは、適切ではないと考えます。</p> <p>結果的に今まで以上の額の公費が、私立学校の高額の「施設費」や「教材費」にあてられ、消えてゆくことになると思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>公立生徒、私立生徒の給付額を同額とすべきと考えます。</p>	<p>公立高校と私立高校では各々定員があり、希望する生徒全員が公立に通うことができるとは限りません。平成22年度において、中学3年生の10月の段階では15%程度の生徒が私立を希望しておりましたが、最終的には3割以上の生徒が私立に入学しており、能力のある生徒が、能力に見合う公立高校を受験した結果として私立に通うケースも少なくなく、そのような状況などを考慮し、公立と私立の費用負担に応じた区分を設けたものでございます。</p>	D
16	<p>支給額は、文科省で実施している「子どもの学習費調査」を元に、国や県等による高校授業料無償化等の経済的負担の軽減策を考慮して検討したとありますが、国による高校授業料無償化についてはすでに見直しの動きがあり、今後どうなるかが不透明です。今後の国の動向を見極めてから、見直しを考えた方が良い。</p>	<p>高校授業料無償化の見直し等、社会環境の変化を見据えながら、今後も国や県等による経済的負担の軽減施策の動向を注視し、必要に応じて見直しを検討してまいります。</p>	C

(6) 見直し案全般に関すること

No.	意見（要旨）	意見に対する市の考え方	区分
17	より多くの生徒が対象となり支給されることは、とても良いこと思います。できることなら、奨学金の財源が拡充されるように国や市に対して求めてほしいと思います。	本市の奨学金は、毎年度予算の範囲内で定め、その額は奨学事業基金から生ずる利子及び一般歳入をもって充てる制度となっております。今後については、奨学事業基金等の有効な活用について、検討を進めてまいります。	C
18	京都市や大阪市・神戸市などと比べ、政令指定都市としてはもともとの予算が少ないと思います。	政令指定都市のうち、給付方式をとっているのが8市となっており、予算額については様々ではありますが、本市としては、学校教育費及び経済的負担の軽減策等を考慮した上で構築したものでございます。	D
19	貸与制度では他制度の追い貸しとなる恐れが非常に強いと思います。ぜひ、給付制度を維持してください。	今回の見直し案に沿った御意見として、趣旨を踏まえ取組を進めてまいります。	B
20	多くの生徒に「教育の機会均等の観点」から奨学金を給付するためには、今までの奨学金とは違う発想も必要ではないでしょうか。教育委員会が中心となって市民・こども局や健康福祉局など、関係する部局の皆さんのが協力しながら英知を出し、さまざまな工夫をしていただくことが必要だと思います。すべての就学支援の必要な生徒へ必要な金額の奨学金が行き届くよう、対応策を検討してください。	今回の見直し案の策定に当たっては、関係局で構成した庁内検討委員会を開催し、協議を重ねてまいりました。今後も社会環境の変化を見据えながら、国や県等による経済的負担の軽減施策の動向を注視し、必要に応じて見直しを検討してまいります。	C

(7) その他

No.	意見（要旨）	意見に対する市の考え方	区分
21	制度の実施にあたっては、実態に応じた制度になるよう学校現場の教職員と保護者の意見をふまえたものになるようにしてほしいと思います。	今回の見直し案の策定に当たっては、奨学生や保護者、及び高等学校へのアンケートを行い、パブリックコメントを実施して広く市民の皆様から意見を募る等、様々な意見を採り入れてまいりました。	E

6 問い合わせ先

川崎市教育委員会事務局総務部学事課

電 話 : 044(200)3267

F A X : 044(200)3950

川崎市高等学校奨学金制度の見直し

1 現行の制度

- 川崎市高等学校奨学金支給条例は、昭和37年4月1日に施行されました。その主な内容は次のとおりです。

(目的)

第1条 …能力があるにもかかわらず、経済的理由のため修学が困難な者に対し奨学金を支給することを目的とする。

(奨学金)

第2条 奨学金は、毎年度予算の範囲内で定め、その額は奨学事業基金から生ずる利子及び一般歳入をもって充てる。

(奨学金の受給資格)

第3条

- (1) 市の区域内に住所を有すること。
- (2) 学資の支弁が困難であること。
- (3) 学業成績が優良で性行が善良であること。

(奨学生の決定)

第5条 別に定める川崎市奨学金審査会にはかり、支給の可否を決定する。

(奨学金の額)

第6条 奨学金の支給額は、1人月額9,500円以内とする。ただし、4月分に限り9,500円を加給する。

(奨学金の返還)

第9条 奨学金は、返還を要しない。…

- 平成24年度の場合、募集人員は350名で、支給額は年額123,500円、支給期間は1年間、支給方法は学校長を通して年3回(7月・9月・翌年1月)に分けて支給しています。
- 奨学金の額は、平成9年に9,500円以内と定められて以来、変更されていませんが、予算にともなう採用人員については、平成17年に450人から400人に、平成18年以降は350人となっています。一方、奨学金の申請者は、ここ数年増加傾向にあります。

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
申請者数(人)	824	928	925	988	986	986	1,032	1,196	1,141	1,277
採用者数(人)	450	450	400	350	350	350	350	350	350	350
採用倍率	2.35	2.65	2.64	2.82	2.82	2.82	2.95	3.42	3.26	3.65

2 社会環境の変化

- 平成22年度には、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が、安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、公立高等学校の授業料が無償化されるとともに、国立・私立高校等の生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金制度が創設されました。
- ただしこの制度は、3年を経過した場合において、必要があると認めるときは、見直しを行うものとされています。

3 高校奨学金の効果

- 川崎市奨学生の中途退学率は、神奈川県内の公立高校と比較して低く、経済的理由で修学困難な生徒が卒業するために有効な支援策となっています。

中途退学率		H20	H21	H22	H23
全日制	県内 公立	1.61%	1.21%	1.16%	1.03%
	市奨学生	0.00%	0.00%	0.61%	0.31%
定時制	県内 公立	16.44%	14.03%	13.12%	12.86%
	市奨学生	11.11%	0.00%	0.00%	5.88%

- 川崎市奨学生の進学希望率は、川崎市内における高校卒業後の進学率(78.7%。大学・専門学校等)と比較して高く、意欲・能力ある生徒が将来社会的に自立するために有効な支援策となっています。

分類	進学	就職			合計
		国公立大	私立大	短大・専門	
割合	88.4%	8.7%	59.4%	20.3%	11.6%
					100.0%

- ※ 奨学金支給者に特化した進路状況調査はこれまで実施していませんでしたが、ほぼ確実な近似データとして平成24年1月時点で奨学金を受給している高校3年生へのアンケート調査による進学希望率を掲載しています。

4 課題

- 小学校・中学校で、児童・生徒を通学させるのに経済的理由で困っている世帯に対して学用品費・給食費等を援助する制度である就学援助を受けている世帯は、平成23年度の認定率が7.4%となっており、増加傾向にあることから、子育て世帯のうちかなりの割合の世帯が経済的に困窮している状況が読み取れますが、高校奨学金は平成24年度の定員が350人であり、川崎市に住む高校生のおよそ1%が受給できているに過ぎません。
- 貸与方式は神奈川県奨学金など他の制度で充分に整備されており、本市で新たに貸付制度を構築しても、返済が困難な追い貸しになる恐れが強いものと考えられます。
- 現行制度では、月額9,500円を採用者全員に一律に支給しており、学年ごとの必要額の違いなど生徒のニーズに的確に対応しているとはいえないません。

5 見直しの方向性

- 経済的に困窮している世帯にあって、意欲と能力の備わった生徒が高等学校へ進学・卒業するための支援施策として、奨学事業基金等を活用し、川崎市高等学校奨学金制度を持続可能な制度として再構築します。
- 経済的に困窮する子育て世帯が増加傾向にあり、なおかつ高等学校を卒業してすぐに充分な収入を得られる正規雇用が見込める経済状況にないことから、神奈川県等すでに実施している貸付方式の奨学金ではなく、現行の給付方式の奨学金制度として見直しを図ります。
- 見直しにあたっては、現行制度が抱える課題や矛盾を出来る限り改善し、生徒が高等学校を卒業するうえで、より効果的な制度の構築を図ります。

6 見直しのポイント

- 年々増加する申請者数を考慮し、限られた財源のなか予算規模を変更することなく、採用者を増やします。
【申請者数が増加している状況を考慮し、採用者を現在の350人から、630人程度まで増やします】
- 能力や経済性の観点を踏まえ、収入基準額を就学援助に合わせるなど、必要な人(対象者)を見直します。
【能力では学業成績の平均値を、経済性では課税額証明書など公的証明書に基づき、収入の基準額を就学援助制度と同一にすることで、高等学校への進学後も引き続き一定条件のもと支援する制度といたします】
※ 世帯所得の目安(世帯の年齢構成などにより相違があります)

世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人
総 所 得	約246万円	約302万円	約349万円	約397万円	約446万円	約509万円	約546万円
(総 収入)	(約375万円)	(約446万円)	(約504万円)	(約564万円)	(約626万円)	(約699万円)	(約740万円)

- 公私立・学年ごとにかかる費用、世帯の状況に応じた負担額等を踏まえ、必要な額(給付額)を見直す。
【文部科学省が実施している「子どもの学習費調査」の結果から、神奈川県等で実施している学費軽減策を考慮したうえで、公私立・学年ごとにかかる費用等を各々の区分に応じて支援します】
- 予約採用(入学準備金)、緊急採用(保護者死亡・被災等による通年採用)を実施し、必要な時期に適切な支援を行います。
【現行の制度では4月分として9,500円を加算したうえで、どの学年に対しても7月に第1回目の支給を行っていますが、新制度では、中学3年生の段階で入学準備金受給者の予約募集を行い、高等学校入学後速やかに支給します。また、現在奨学生の募集は4月中のみとなっていますが、新制度では主たる家計維持者が亡くなった場合や、災害等に合わせた方を対象に、緊急採用として通年で受け付けることとします】
- 奨学生の申請基準を明確にし、また2年目以降の審査を簡略化し、生徒や学校等の事務負担を軽減します。
【現行の制度では受給資格が条例上の文言のみであり、抽象的で分かりにくく、また採用者が翌年度に申請する場合も、申請書を最初から記入する必要があるなど、生徒や学校等の事務負担も大きいことから、申請申請基準を定め、申請状況が予算の範囲内におさまれば全員を採用することとし、2年目以降については審査項目を簡略化し、支給方法については校長を通さず直接保護者または生徒に支給することとして、全体の事務負担を軽減します】
※ 申請基準:成績が3.5以上／収入が就学援助で認める所得の範囲内
- 奨学生の採用に当たっては、教育委員会で採用の基準を策定後公表し、高校入学前における資金計画の一助とします(審査会は廃止します)。
【来年度の申請者が、高校入学前における資金計画の参考となるよう、教育委員会で採用の基準を策定した上でその基準を公表します】

7 支給金額

- 文部科学省で実施している「子どもの学習費調査」を元に、国や県等による高校授業料無償化等の経済的負担の軽減施策を考慮して、年収350万円未満世帯における学習費の不足額を基準として、具体的に支給金額を検討しました。
- 現行の制度では、一律年額123,500円を支給していますが、この支給金額が、不足額に対してどれくらいの比率であるのかを調査したところ、下記表のようになりました。

《 現 行 》

区分	学年	不 足 額 ※ H22 子ども の 学 習 費 調 査 等	奨 学 金 給 付 年 額	不 足 額 に 対 す る 給 付 額 の 比 率
公立	1	▲323,551	一律 123,500 (350人)	0.38
	2	▲244,188		0.51
	3	▲138,525		0.89
私立	1	▲521,603	0.24	0.24
	2	▲334,699		0.37
	3	▲229,856		0.54

※ 金額の単位は円。

- 比率が最も低いのは、「私立1年生」の0.24となっており、制度を見直すにあたり、この比率を下回らないこととします。
- 公私立・学年ごとにかかる費用が異なることから、月額支給額を定めた上で、学年ごとに必要な費用を積み上げる形で給付金額を設定します。

《 改 正 後 の イ メ ー ジ 》

区分	学年	(月額学資) ※高校で の審査 (円)	(入学準備) ※中3時 の審査 (円)	(修学旅行) ※高校で の審査 (円)	(進路活動) ※高校で の審査 (円)	奨 学 金 給 付 年 額 (円)	不 足 額 に 対 す る 給 付 額 の 比 率
公立	1	3,000	45,000			45,000	0.25
	2	3,000		25,000		61,000	
	3	3,000			10,000	46,000	
私立	1	5,000	70,000			70,000	0.25
	2	5,000		25,000		85,000	
	3	5,000			10,000	70,000	

※ 1年生の場合、入学準備は中学3年生、月額学資は高校1年生での審査のため、必ず両方を受給できるとは限りません。

※ 3年生は、自立支援のための進路活動費の用意を考慮し、比率が高くなっています。

※ 定時制の課程等、正規の修業年限が4年以上の場合は、4年生以降は「月額学資」を支給します。

※ 単位制の場合は、入学年度を1年生とし、以降は入学年度からの経過年数を学年とします。

8 スケジュール(予定)

パブリックコメントの意見No.14の意見による追記部分

- 平成25年6月 川崎市高等学校奨学金支給条例の改正議案を議会に上程
- 平成25年7月 学校説明会を開催
- 平成25年9月 中学校宛て募集要項を配布
- 平成25年11月 新制度のうち入学準備金について、受付を開始
- 平成26年3月 高等学校宛て募集要項を配布
- 平成26年5月 入学準備金を支給開始
- 平成26年6月 新制度のうち入学準備金を除き、受付を開始
- 平成26年7月 奨学金を支給開始

川崎市高等学校奨学生制度の見直しについて

1 現状

川崎市高等学校奨学生制度支給条例(昭和37年)

(目的)

- 能力があるにもかかわらず、経済的理由のため修学が困難な者に対し奨学生を支給する。

(受給資格)

- 市の区域内に住所を有し、学資の支弁が困難であり、学業成績が優良で性行が善良であること。

(額)

- 1人月額9,500円以内とする。ただし、4月分に限り9,500円を加給する。(年間123,500円)

定員 350人

年間予算 43,225千円

※申請者数及び採用倍率の推移(H19～H24)

	H19	H20	H21	H22	H23	H24
申請者数(人)	986	986	1,032	1,196	1,141	1,277
倍率	2.82	2.82	2.95	3.42	3.26	3.65

◎ 申請者数は、5年前と比較して291名増えている(30%増)

2 社会環境の変化

★ 2010(平成22)年度～

家庭の状況に拘らず、安心して勉学に打ち込める社会のため
公立高校授業料を無償化／国・私立高校就学支援金創設

※財源措置として、

特定扶養親族のうち、16歳以上19歳未満の人に対する
扶養控除の上乗せ部分が廃止

公立高校には、既に授業料免除制度があり、H21の場合
川崎市立高校に在学する奨学生の90%は免除されており、
無償化の恩恵なく、控除上乗せ廃止で負担増になることも。

授業料が安い定時制や特別支援学校などは、
無償化の恩恵より、控除上乗せ廃止で負担増になることも。

★ 今後の情勢

無償化は2年を経過し、継続の有無等、国の動向を注視

※ 法の附則にて、3年経過後必要に応じ見直すと明記。

3 高校奨学生の効果

★ 中途退学の状況

- ・県内の公立高全体と比べ、川崎市奨学生の中途退学率は低い。
(経済的理由で修学困難な生徒が、卒業するために有効な支援策)

		H20	H21	H22	H23
全日制	県内公立	1.61%	1.21%	1.16%	1.03%
	市奨学生	0.00%	0.00%	0.61%	0.31%
定時制	県内公立	16.44%	14.03%	13.12%	12.86%
	市奨学生	11.11%	0.00%	0.00%	5.88%

★ 奨学生の進路希望状況

- ・市内における高校卒業後の進学率(大学・専門等)は78.7%であるが、奨学生の進学希望率は88.4%と、大きく平均を上回る。

(意欲・能力ある生徒が将来社会的に自立するために有効な支援策)

分類	進学				就職	合計
		国公立大	私立大	短大・専門		
割合	88.4%	8.7%	59.4%	20.3%	11.6%	100.0%

5 見直し案

★ ポイント

- 1 年々増加する申請者数を考慮し、限りある財源のなか採用者を増やす。
- 2 能力や経済性の観点を踏まえ、収入基準を就学援助と同様に生活保護基準額とするなど、必要な人(対象者)を見直す。
- 3 公私立・学年ごとにかかる費用、世帯の状況に応じた負担額等を踏まえ、必要な額(給付額)を見直す。
- 4 予約採用(入学準備金)、緊急採用(保護者死亡・被災等による通年採用)を実施し、必要な時期に適切な支援を行う。
- 5 奨学生の申請基準を明確にし、また2年目以降の審査を簡略化し、生徒や学校等の事務負担を軽減する。
- 6 奨学生の採用に当たっては、教育委員会で採用の基準を策定後公表し、高校入学前における資金計画の一助とする(審査会を廃止)。

★ 年収350万円未満世帯の学習費不足額を基準に、金額を検討

《 現 行 》

区分	学年	不 足 額 ※H22子どもの学習費調査等	奨 学 金 給付年額	不 足 額に 対する 給付額の 比 率
公立	1	▲323,551	一律 123,500 (350人)	0.38
	2	▲244,188		0.51
	3	▲138,525		0.89
私立	1	▲521,603	一律 123,500 (350人)	0.24
	2	▲334,099		0.37
	3	▲229,856		0.54

※比率が最も低いのは、「私立1年生」(0.24)。

⇒ 改定後もこの比率を下回らないこととする。

《 改 正 後 の イ メ ー ジ 》

区分	学年	(月額 学資) ※高校での審査	(入学 準備) ※中3時の 審査	(修学 旅行) ※高校での 審査	(進路 活動) ※高校での 審査	奨 学 金 給付年額	不 足 額に 対する 給付額の 比 率	【H26試算】 人 員 見 込み (千 円)
公立	1	3,000	45,000			45,000	0.25	150 12,150
	2	3,000	25,000			36,000	0.25	150 9,150
	3	3,000		10,000		81,000	0.33	150 6,900
私立	1	5,000	70,000			61,000	0.25	60 7,800
	2	5,000	25,000			46,000	0.33	60 5,100
	3	5,000		10,000		130,000	0.30	60 4,200
						85,000	0.25	630 45,300
						70,000	0.30	

※3年生の比率が高いのは、自立支援のための進路活動費の用意があるため。

※ 従来からの受給資格は変更しないが、申請基準を新たに設ける。

⇒ 「世帯収入が生活保護基準額以内で、成績3.5以上」

※ 人員根拠: 年収500万円以下で

成績3.5以上(H24申請実績)

政令指定都市の状況及びスケジュール

●政令指定都市の状況

	制度の 有無	方 式	金額(年額)						選考			申請者・採用者		予約 採用	緊急 採用				
			公立			私立						入学金	奨学金						
			入学金	奨学金	1年生	2年生	3年生	入学金	奨学金	1年生	2年生	3年生	入学金	奨学金	1年生	2年生	3年生		
川崎市(案)	○	給付	45,000	36,000	61,000	46,000	70,000	60,000	85,000	70,000	生保1.0倍以内	3.5以上	—	210	210	630	630	○ ○	
札幌市	○	給付	10,000	—	60,000	—	15,000	—	96,000	—	○	○	○	—	266	1,643	1,060	○ ×	
仙台市	○	利子補給	—	—	—	—	—	—	—	年収800万程度	—	—	—	—	72	51	—	—	
さいたま市	○	貸与	200,000	—	180,000	—	200,000	—	180,000	—	○	—	—	56	15	39	4	× ×	
千葉市	○	給付	—	—	120,000	—	—	—	○	○	○	○	○	—	—	14	14	× ×	
横浜市	○	給付	—	—	60,000	—	—	60,000	—	○	4.0以上	○	○	—	—	1,059	494	× ×	
川崎市	○	給付	—	—	123,500	—	—	123,500	—	○	○	○	○	—	—	1,277	350	× ×	
相模原市	○	貸与	—	—	118,800	—	—	118,800	—	○	—	—	—	—	—	10	7	× ×	
新潟市	○	貸与	150,000	—	200,000	—	300,000	—	200,000	—	○	3.0以上	○	54	54	10	10	× ×	
静岡市	○	貸与	50,000	—	96,000	—	50,000	—	96,000	—	○	○(調書も)	—	19	4	8	6	× ×	
浜松市	○	貸与	—	—	360,000	—	—	360,000	—	○	○	—	—	—	—	0	0	× ×	
名古屋市	○	貸与	300,000	—	—	300,000	—	—	—	年収500万程度	—	○	314	220	—	—	—	○	
京都府	○	給付	63,000	—	144,000	—	178,000	—	144,000	—	非課税世帯	—	—	1,108	984	3,608	3,144	× ×	
大阪市	○	給付	35,000	—	72,000	—	35,000	—	72,000	—	非課税世帯	—	—	1,922	1,298	4,874	3,429	○ ○	
堺市	○	給付	—	—	36,000	—	—	36,000	—	生保1.2倍以内	—	—	—	—	—	3,222	1,220	× ○	
神戸市	○	給付	—	—	84,000	—	—	168,000	—	非課税世帯	—	—	—	—	—	2,035	1,338	○ ×	
岡山市	○	貸与	30,000	—	108,000	—	50,000	—	252,000	—	○	○(面接も)	—	8	8	27	19	○ ×	
広島市	×	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
北九州市	○	貸与	—	—	216,000	—	—	360,000	—	生保2.4倍以内	—	○	—	—	—	43	40	× ○	
福岡市	○	貸与	50,000	—	216,000	—	100,000	—	360,000	—	○	—	○	1,461	904	1,461	904	○ ×	
熊本市	○	貸与	50,000	—	216,000	—	100,000	—	360,000	—	生保1.5倍以内	—	—	—	215	123	215	123	○ ○

●スケジュール

